

よくあるご質問

Q 対象となる期間は？

A リフォームの申請においては、以下の期間が対象となります。

工事請負契約	令和 3 年 11 月 26 日以降の締結
着工	契約する事業者がこどもみらい住宅事業者として登録以降
交付申請の予約	工事着工後～工事完了まで
交付申請	工事完了後に申請が可能



ポイント！

着工後、必要書類を提出することで
交付申請の予約が可能です。
3ヶ月間交付予定額を確保できます。

交付申請は遅くとも令和 4 年 10 月 31 日までです。ただし、**予算が上限に達すると、申請は締め切られます。**

※締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

※交付申請の予約は、遅くとも令和 4 年 9 月 30 日までです。

Q 補助金はどれくらいまでもらえますか？

A 原則、1 戸あたり 30 万円が上限となります。ただし、以下に該当すると上限が引き上げられます。
なお、補助額の合計が 5 万円以上になると補助対象となります。

子育て世帯※¹ または若者夫婦世帯※² の場合

既存住宅の購入※³ を
伴う場合

最大 **60 万円**

左記以外の場合

最大 **45 万円**

その他の世帯（法人含む）

安心 R 住宅である
既存住宅の購入※³ を
伴う場合

最大 **45 万円**

左記以外の場合

最大 **30 万円**

※¹ 子育て世帯とは、申請時点において、2003 年 4 月 2 日以降に出生した子を有する世帯

※² 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、いずれかが 1981 年 4 月 2 日以降に生まれた世帯

※³ リフォーム工事の工事請負契約の締結が、不動産売買契約の締結から 3 ヶ月以内である

Q 他の補助金との併用は可能ですか？

A 住宅（外構含む）のリフォーム工事を対象とする
国の他の補助制度との併用はできません。

併用できる制度（例）

- ・住宅ローン減税等の税制優遇
- ・被災者生活再建支援制度

Q 賃貸住宅のリフォームは対象となりますか？

A 賃貸住宅のリフォームも対象となります。こどもみらい住宅事業者と工事請負契約の締結および
共同事業実施規約の締結が必要です。

Q いくつかのリフォームを、複数の事業者で実施（分離発注）する場合は、対象になりますか？

A 対象となります。
分離発注によりリフォーム工事をおこなった場合、工事の発注を受けた施工業者のうちの一社が他の
事業者を代表して「こどもみらい住宅事業者」に登録し、補助金の還元、交付申請等の手続きを行います。



詳しくはこちら

詳細は、こどもみらい住宅事業者へご相談ください

こどもみらい住宅支援事業事務局

ナビダイヤル▶ **0570-033-522**

IP 電話等からのお問い合わせ先 **042-204-0994**

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日含む）
※通話料がかかります

詳細は、事務局ホームページを
ご確認ください。

こどもみらい住宅支援事業【公式】

検索

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

